

事業主との連携による保険料納付の促進

〈改正事項〉

考え方

- 事業主が使用する者のうち、厚生年金の適用とならない短時間労働者等に対し、従業員の将来の年金権の確保を図る観点から、事業所を通じて、国民年金制度や手続についての周知徹底や手続勧奨等を行う。
- また、国民年金保険料の適正かつ効率的な徴収を行うため、事業所における納付勧奨等について事業主の協力を得る。

概要

1 従業員に対する制度・手続の周知等に関する協力

(1) 対象事業主

厚生年金の適用事業所の事業主

(2) 協力を依頼する事項

従業員の採用や退職、被扶養家族の認定等の際に、国民年金保険料の納付勧奨や口座振替手続、保険料免除、学生納付特例等の手続の周知及び申請書等の配布を依頼。

2 事業所における納付勧奨等に関する協力

(1) 対象事業主

厚生年金の適用事業所の事業主のうち、2号被保険者以外の20歳以上60歳未満の短時間労働者を一定数以上雇用する事業主

(2) 協力を依頼する事項

- ① 当該事業所の短時間労働者について、氏名、住所等の情報の提供を依頼。
- ② 社会保険事務所職員が、当該事業所の短時間労働者等を対象として年金相談や、保険料納付に関する説明会等を実施する際の場所の提供・従業員への周知等の協力を依頼。
- ③ 自宅訪問等でも接触できない短時間労働者に対し、職場への連絡や訪問による納付督励等を行うことについての事業主の承諾。

3 協力依頼に係る規定の整備

上記に關し、事業主に対して必要な協力を求めることができる旨の規定を、国民年金法に設ける。

国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用について

〈改正事項〉

考え方

- 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトが高まっており、今後、更なる高齢化の進展を考慮すると、年金受給権の確保は地域経済の発展のためにも重要な課題。
- 現在、介護保険料（1号）の徴収の80%は年金からの天引き（特別徴収）により行われており、市町村の効率的な事務の実施に貢献している。さらに、今般の医療制度改革の中で新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国保保険料についても、年金から天引きすることとされており、住民の年金受給権の確保は、このような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠。

概要

- 現在、国保保険料（税）の未納がある場合には、市町村の判断により、国保の短期被保険者証（短期証）を発行することができるが、これに加え、国民年金保険料又は地方税の未納がある場合についても、短期証を発行することとする。
 - 国保の短期証の仕組みは、市町村の窓口で短期証を発行することを通じて、市町村が保険料未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付などを直接働きかけることを目的として設けられたもの。

※ 短期証は、通常の被保険者証と比較して有効期限が短いのみで、市町村の窓口で検認・更新を経れば、医療機関においては通常どおり3割の窓口負担で受診が可能（資格証明書（窓口10割負担）とは異なる）。短期証の発行によって受診を抑制するものではない。
 - 今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方への免除措置や、未納者への自主的な納付の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようとするもの。
 - 今回の措置を実施する市町村に対しては、条件整備として、①未納者からの保険料の受領を可能とする（納付受託機関）、②住民の未納情報の提供、③住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置、④交付金による財政上の手当、といった措置を講ずる。

保険医療機関・介護保険事業者等に係る社会保険料の自主的な納付の促進について

〈改正事項〉

考え方

- ◎ 社会保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の自主的な納付が重要であり、社会保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 保険医療機関や介護保険事業者等は、医療保険や介護保険といった保険料を主たる財源とする事業に参加し、当該保険料を原資とする報酬を受ける主体。社会保険料を自主的に納付していただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が、社会保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
 - ※ ①介護保険料の年金から天引き（特別徴収）や、②今般の医療制度改革で設けられる後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資。今後の高齢化の進展を見据えると、こうした傾向は更に強まっていく。
- ◎ 社会保険に密接に関わる事業者による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者の指定等（又は更新）を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付勧奨を可能とし、当該納付勧奨により自主的な納付を促進する。

概要

- ◎ 社会保険に密接に関わる次の事業者の指定等の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該指定（又は更新）を認めないこととする。
 - 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者
 - ①医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
 - 介護保険事業者・介護保険施設
 - ①介護保険料・医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお保険料の納付がない場合を想定）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該欠格事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、指定拒否にはならない。
- ※ また、新規指定の申請の際と更新の際を対象とするものであり、指定の取消事由とするものではない。
- ◎ 保険医療機関や介護保険事業者等の関係団体が、当該団体の構成員等で未納となっている者に対し、国民年金保険料の自主的な納付を勧奨できることとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供することとする。

社会保険労務士に係る社会保険・労働保険の保険料の自主的な納付の促進について

<改正事項>

考え方

- ◎ 社会保険・労働保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の自主的な納付が重要であり、社会保険・労働保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 社会保険労務士は、社会保険・労働保険に関する法令に基づく申請書等の作成及び手続の代行や相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位が認められている主体。社会保険・労働保険の保険料を自主的に納付していただいていることが、その地位を認められるための前提であり、社会保険労務士が、保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
- ◎ 社会保険労務士による社会保険・労働保険の保険料の自主的な納付を促す仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該社会保険労務士の登録を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付勧奨を可能とし、当該納付勧奨により自主的な納付を促進する。

概要

- ◎ 社会保険労務士の登録の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該登録を認めないこととする。
 - ①年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）、②医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、
③介護保険料、④労働保険料
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお保険料の納付がない場合を想定）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該登録拒否事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、登録拒否にはならない。
- ※ また、新規登録の申請の際を対象とするものであり、登録の取消事由や欠格事由とするものではない。
- ※ 税理士法においても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としている。社会連帯を基本とする社会保険・労働保険において悪質で確信的な保険料滞納者について、社会保険労務士の登録を拒否することは、税理士法の登録拒否事由とも均衡が取れている。
- ◎ 社会保険労務士の登録を受けた者が、自主的な保険料の納付を長期間行わない場合は、事案によっては社会保険労務士として適格性を欠く悪質なケースもあると考えられる。その際には、厚生労働大臣は、社会保険労務士法の規定により、一年以内の業務の停止の懲戒処分を行うことも検討する。
- ◎ 社会保険労務士の関係団体が、当該団体の社会保険労務士で未納となっている者に対し、国民年金保険料の自主的な納付を勧奨できることとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供することとする。